

町総合ボランティアセンター 指定管理者に 社会福祉協議会を指定

12月

定例会
あらまし

12月定例会は、12月4日から20日までの会期で開かれ、8議員が一般質問を行った。

議案は、東浦町下水道条例の一部改正、一般会計補正予算、町道路線の認定等14件、同意1件、東浦町景観条例の廃止についての発議1件および決議2件をそれぞれ慎重に審議した。

一般会計補正予算

Q 今後、ふるさと納税を増やしていくために工夫したことはあるか。

A 返礼品のリニューアル等を実施した。
また、令和元年11月から新たな寄附募集サイトに掲載を開始した。

Q 保育園費の人員費5810万円の減額について、年度当初の採用見込み数と年度途中退職者数の内訳は。

A 保育士の採用予定人数は31人で、実際に採用できたのは27人。当初予算策定時点での保育士の自己都合退職予定人数は7人で、実際に自己都合退職した保育士は13人。採用予定人数の差4人と自己都合退職予定人数の差6人の合計10人分の人件費の減額である。

東浦町総合ボランティアセンター 指定管理者の指定

Q 来年度から指定管理の期間が3年から5年になる理由は。

A 地縁組織や各種団体等と地域福祉の増進を図るため、現在までに様々な取り組みをしてきており、長期的に地域とのつながりを持つことで、求

められるニーズを的確に捉え、継続的な事業の企画運営に活かすことができる。

また、指定管理者の人材育成期間の確保、団体との信頼関係の構築や円滑な対応も可能になると考え、期間を延長した。

東浦町景観条例 (P6・7で特集あり) の廃止 の発議

Q 景観条例の必要性が低いと判断した理由は。

A 平成28年12月議会で

の東浦町景観条例の審議において、あくまでも理念条例であることが強調され、審議に必要不可欠な景観形成ガイドブックが執行部から提供されておらず、適切な審議が図られなかった。

また、条例施行後に自己規制に委ねられている財産権の行使を、景観の理念を超えて規制していることおよび東浦町景観規則第7条で指定する助言、指導、勧告等の内容が、景観条例で説明を受けた理念を超えた内容となっている可能性が高い

ことから、必要性が低いと判断した。

Q 景観条例を廃止した場合、開発行為や建築等の届け出はどうか。

A この条例により適用除外が設けられているが、そこが外れるため、全てが届け出対象となってくる。また、条例で定められている事前協議等は必要なくなってくる。

Q 条例制定後、3年しか経過していない時期に条例廃止を提出した理由と経緯は。

A 条例制定後、この3年間の条例および計画の運用において、過度な行政指導等がなされてきたことを聞き及んだこともあり、また、グレーを基調とした建物が目に付くようになってきたことで、今後の景観まちづくりに対しての懸念ができてきたことから提出した。



▲東浦町総合ボランティアセンター